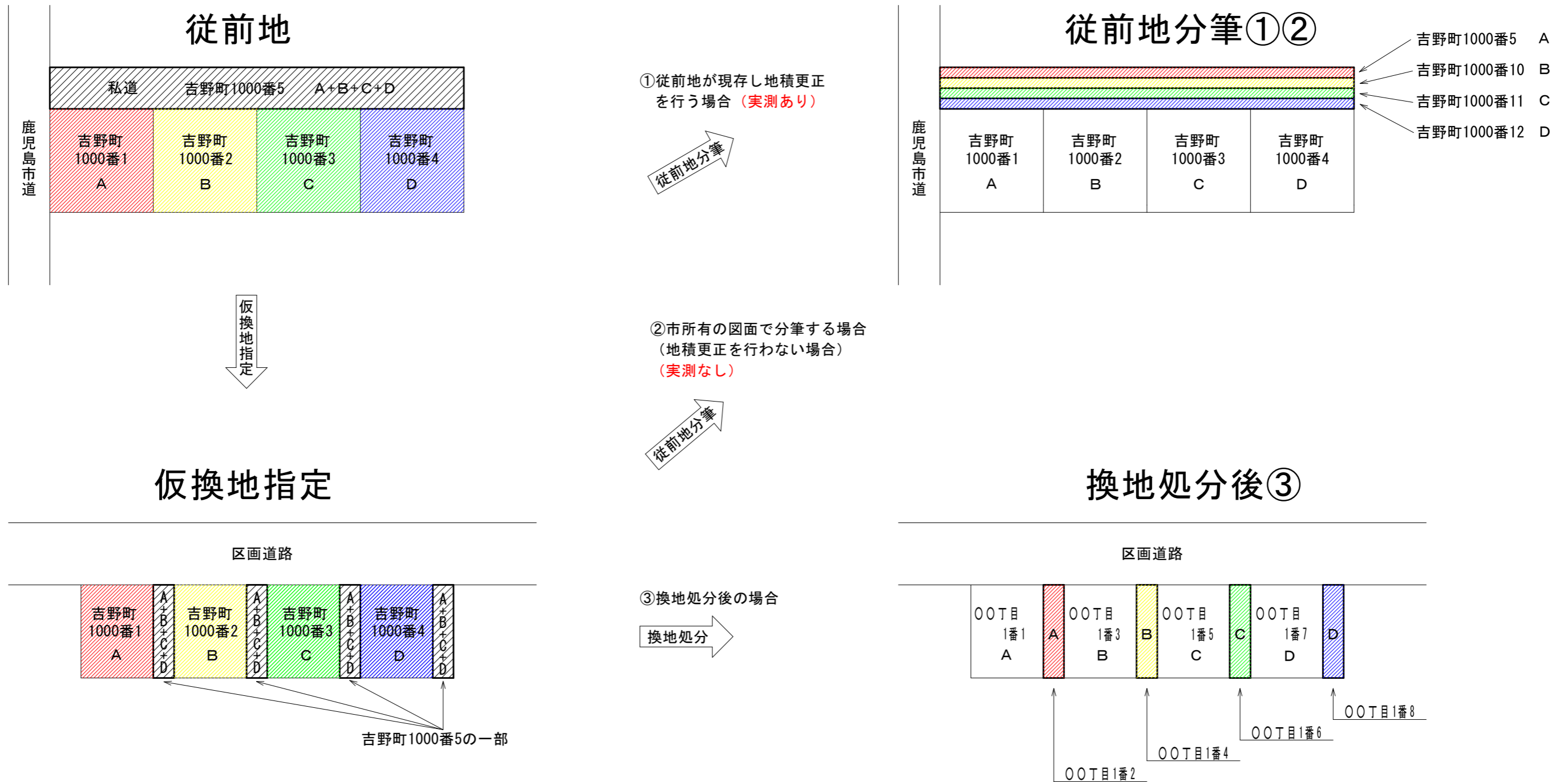


共有物（私道等）の分割（単有化）について



- 共有物（私道等）は区画整理事業完了後も共有名義です。
- 区画整理により持分については、それぞれの宅地の仮換地先に隣接して配置します。
- 共有物分割を行うには3つの方法があります。
 - 従前地が現存し地積更正を行う場合は、現地を実測（調査・測量）し分筆登記後、単独所有にする。
 - 市が保管している図面をもとに図面上で分筆登記後、単独所有にする。（従前地が現存していても地積更正はできない。）
 - 換地処分後に単独所有にする。（それぞれが持分放棄）

※費用負担が経済的な順番は、③②①と思われます。なお、共有物分割を行うには**共同所有者全員の同意と費用負担が必要です。**
- 区画整理の仕組み上、共同所有から単独所有にされたほうが良いと思われます。
- 従前地が現存し地積更正をした場合の面積の増減は、仮換地指定面積には反映できません。換地処分時に精算（金銭）対応となります。